

南空知管内 5 消防本部消防通信指令業務の共同運用について

1 経過報告

令和 7 年 5 月 22 日、南空知管内 5 消防本部が集まり、業務の効率化を図りつつ、消防力の強化を目的として【南空知管内 5 消防本部の連携・協力に関する覚書】を締結しました。その中で共通課題である【通信指令台の施設整備及び維持管理】について検討を進めるため、【南空知管内 5 消防本部連携・協力検討委員会】を立ち上げ、消防指令業務の共同運用に向けた作業部会を設置しました。

2 構成消防本部

- (1) 岩見沢地区消防事務組合消防本部(岩見沢市、月形町)
- (2) 南空知消防組合消防本部(栗山町、由仁町、長沼町、南幌町)
- (3) 美唄市消防本部
- (4) 三笠市消防本部
- (5) 夕張市消防本部



3 作業部会での検討事項

- (1) 共同運用消防指令システムの機器構成
- (2) 共同運用の方式
- (3) 共同指令センターの名称
- (4) 検討委員会への報告書作成
- (5) その他(各消防本部の出動態勢等の調査)

4 作業部会の報告を踏まえた検討委員会での決定事項

<消防共同指令センターの概要>

- (1) 運用開始:令和 9 年 4 月 1 日(予定)
- (2) 運用方式:各消防本部から職員を派遣し、消防指令業務を行う【協議会方式】
- (3) 派遣職員:岩見沢地区 12 名、美唄市 2 名、南空知地区 4 名、三笠市 1 名、夕張市 1 名
- (4) 設置場所:岩見沢地区消防事務組合消防本部 高機能消防指令センター内
- (5) 名 称:【いわみざわ消防共同指令センター】
- (6) 業 務:通報等の受付、災害地点及び種別の決定、出動部隊の決定、車両運行状態の管理、関係機関との連絡、消防職団員への連絡、災害情報の提供等
- (7) 費用負担:共同で使用する設備については、人口割での費用按分とし、各消防で使用する設備費用については、各消防本部での負担
※予算については、【令和 8 年度予算】に計上予定



5 道内各消防本部の指令台共同運用状況について

(1) 令和7年9月運用開始

○石狩地区(札幌圏消防指令センター)

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村

(2) 令和7年11月運用開始

○西胆振地域(西いぶり消防指令センター)

室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町

(3) 令和8年運用開始予定

○後志地域(後志共同消防指令センター)

小樽市、岩内町、島牧村、寿都町、黒松内町、共和町、泊町、神恵内村、余市町、積丹町
古平町、仁木町、赤井川村

○東胆振地域(東胆振消防指令センター)

苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町

6 これまでの経緯と今後の予定

令和7年5月

- 【南空知管内5消防本部の連携・協力の検討に関する覚書】を各消防長間により締結
消防の連携・協力の検討委員会を設置
指令業務共同運用の検討に関する作業部会を設置

令和7年10月

- 作業部会報告書を検討委員会に提出し承認される

令和7年11月

- 【南空知管内5消防本部における消防の連携・協力実施計画】について第四次北海道消防
広域化推進計画の掲載について依頼(令和8年1月掲載済み)

令和8年1月

- 各市町間による消防指令業務共同運用に関する合意書の締結
南空知管内5消防本部を構成する首長の合意形成
法定協議会設置に関する規約の協議

令和8年3月

- 南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会【法定協議会】の設置
地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づく協議会であり、各構成団体議会の議決が必要

(協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 (省略)

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。